

令和5年度 第7回朝来市農業委員会総会議事録

- 1 開催日 令和6年1月18日(木) 13:30~14:09
- 2 開催場所 朝来市あさご・ささゆりホール
- 3 出席した農業委員 13人
1番 米田 隆至委員 2番 大田垣 強委員 3番 寺前 信龍委員
4番 藤井 幸三委員 5番 米田 利秋委員 6番 高本 知宜委員
7番 細見 和範委員 9番 伊藤 孝行委員 10番 佐野 伸夫委員
11番 島田 義弘委員 12番 小田 彰子委員 13番 西 好朗職務代理
14番 石原 武美会長
- 4 欠席した農業委員 1人
8番 篠岡 昌代委員
- 5 出席した農地利用最適化推進委員 11人
- 6 現地調査委員
農業委員 島田 義弘委員 小田 彰子委員 西 好朗委員
推進委員 久 洋平委員
- 7 議事日程
日程第1 議案第27号 農地法第3条申請について
日程第2 議案第28号 農地法第5条申請について
日程第3 議案第29号 非農地証明申請について
日程第4 議案第30号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 事務局職員
事務局長 小田垣 貢 次長 藤原 雅人 主幹 石橋 禎之
農地農政係長 森本 礼子
- 9 農林振興課職員
主事 福富 裕貴
- 10 会議の概要

○事務局 失礼いたします。本日は、大変お忙しい中、総会に御出席いただき誠にありがとうございます。今年最初の総会ということになります。本年もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから第7回朝来市農業委員会総会を開会いたします。既に送付しております次第に基づき、進めさせていただきます。

最初に、石原会長から御挨拶をいただきます。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 ありがとうございます。

ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思います。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員11名でございます。

○議長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第7回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

続きまして、次第4「議事録署名人の指名」につきましては、12番、小田彰子委員と13番、西好朗委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づきまして進行いたします。

日程第1「議案第27号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位47番、48番及び49番の3件、これの提案理由の説明を地元委員の西委員に求めます。

○西委員 失礼します。受付番号47から49番までまとめて御説明申し上げます。地図を御覧いただきたいと思いますと思いますが、今、地図で見て頂いてるこの辺りの田んぼは、今度、再基盤整備が進められると。全部じゃないですけど、ほぼ進められるという農地になっております。そこで、今、再基盤整備に向けての同意書を書くように個人に求めておる段階でして、その要請に地域外の方を中心に進められているんですが、同意を求める際に何とか買い取ってほしいというような意見が多数寄せられておるといことです。

それで、今回、合計で8筆あるんですが、これ、1.4ヘクタールになります。今後、●

●さんとしては、そういう事情がある田んぼをほぼ全て要請どおり買い取るということで動くというふうに聞いておりました、今後、二、三回に分けてこのように上程されるわけですが、合計が4.8ヘクタールぐらいになるということで、農業委員としては、あるいは、東河地区としては非常にありがたい話であるというふうに思っております。それで、今回、上程されました田んぼは全て中間管理機構に登録されているということでございます。

申請案件審議資料も全て適合してるというようなことで、何とか御承認をお願いしたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位50番、51番及び52番の3件の提案理由の説明を地元委員の藤井委員に求めます。

○藤井委員 それでは、説明させていただきます。航空写真の受付順位50番を御覧ください。この地図は、国道9号線の下町交差点を福知山方面に約3キロほど行ったところに塩田集落があります。この塩田集落に入る道を約300メートルほど行きますと、線路の鉄橋があります。その下を通り約100メートルほど行きますと、該当農地、申請地●●番と●●番が道の両側にあります。

それから、もう一つの●●番の申請地は、その鉄橋の手前に磯部川があります。その磯部川の農道を線路側に約300メートルほど福知山方面に行きますと、申請地があります。

譲渡人の●●さんは東京に住んでおられまして、地元にはおられません。それで、譲受人の●●さんにつきましては、お父さんからずっと耕作されておりました、今回、●●さんとの間で話がまとまりました。譲受人の●●さんにつきましては、多くの田畑を耕作されておりますし、それから、農機具等も多数所持しておられます。それから、指定の申請書類も提出されております。特に問題はないと思います。審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、受付順位51番の航空写真を御覧ください。先ほども言いましたが、国道9号線の下町交差点から約200メートルほど行きますと、該当農地があります。それは左側にあります。国道と線路の間にあります。それが●●番の申請地でございます。

また、●●番の申請地は、その横にJRのガードがありまして、そのガードをくぐって約100メートルほど行きますと、桐葉寺というお寺があります。その先の道を真っすぐ行きますと、申請地が桐葉寺の前にあります。

それと、もう一つは、先ほどの道を真っすぐ登っていただきますと、新堂滝田線の道があります。この道を真っすぐ横切って150メートルのところに申請地●●番があります。

譲渡人の●●さんは譲受人の●●さんのお母さんです。今回、●●さんが定年退職になり、それを機に譲受けする話になりました。今後、実家に戻り、現在耕作されている方にも教わりながら耕作していきたいと話されております。申請書類も提出され、問題はないと思います。御審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、52番の航空写真を御覧ください。申請地の●●番は、先ほど言いました51番の申請地●●番の隣の圃場です。譲渡人の●●さんは●●さんのおばさんであります。東京に住んでおられまして、こちらのほうには帰ってこられません。●●さんの退職を機に譲渡するという話がまとまりまして、関係書類等も提出され、何ら問題はないと思います。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

受付順位47番から52番につきまして、地元委員から提案理由の説明をいたしました。

現地調査委員の小田委員のほうから補足説明はありますか。

○小田委員 失礼します。1月9日、西委員、島田委員、久委員、私と事務局2人で現地確認を行いました。47から49番の地元委員の西委員が御説明ありましたとおり、何の問題もないと思います。

また、50から52番の地元委員の藤井委員が御説明されましたとおり、何の問題もないと思います。以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、3条関係につきまして、皆さんのほうから御意見なり御質問ございませんか。特にないようですので、受付順位47番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位48番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位49番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位50番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位51番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

最後に、受付順位52番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第2「議案第28号、農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位53番及び54番の2件の提案理由の説明を地元委員の佐野委員に求めます。

○佐野委員 失礼します。53と54は、同じ人で同じ場所です。それでは、受付番号53と54の説明をします。

添付しております53と54の地図を御覧ください。申請地は県道檜倉山東線を栗鹿方面に400メートル行って、南に10メートルぐらいのところにあります。譲渡人の●●さんと、それから、●●さん、53と54で同じところ辺ですけど、それを譲受人の●●さんが農業施設を建てたいということで、朝来市内に大体50町歩ぐらい田んぼをつくられております。手狭になってまいりましたので、ここに農業施設を建てて、近くでやっていきたいということでございます。

周囲の農地にも影響も特に問題はございません。よって、申請案件審議資料でも許可相当であると考えます。御審議よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

受付順位53番から54番について、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の島田委員のほうから補足説明ございますか。

○島田委員 1月9日に農業委員3名、農地利用最適化推進委員1名と、それから、事務局の2名で現地確認を行いました。地元委員さんの言われるとおりでして、何の問題もございませんでした。よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、農地法5条関係につきまして、皆さんのほうから御意見なり御質問はございませんか。

佐野委員、●●さん、50町歩も作とってん。

○佐野委員 はい。東河のほうにもあるし、それから山東町の中にもあるということです。

○議長 ほかにございませんか。

特にないようですので、受付順位53番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位54番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3「議案第29号、非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位55番の提案理由の説明を地元委員の西委員に求めます。

○西委員 失礼します。地図を御覧いただきたいと思います。55番でございます。東河地区の一番奥の集落になるんですが、白井区というところになります。ちょっと写真では見にくいんですが、申請地●●番の斜め下、●●番というこれが空き家になってまして、今回、申請されました方の実家でございます。それで、その裏に倉庫がございます。今回、空き家に別の方が入居されるというように決まっております、境界を調べたところ、畑

が宅地になっているというようなことで、今回の申請が出ました。長い間、境界をめぐる話し合いをされてまして、何とか解決したというように聞いております。

何ら問題もないかと思いますので、どうぞよろしく御審議をお願い申し上げます。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

受付順位56番の提案理由の説明を地元委員の高本委員に求めます。

○高本委員 受付番号56番の説明をいたします。航空写真を御覧ください。国道312号線、久世田の交差点を西寄りに走っていただきますと、円山川があります。そのの俵米橋を渡りました交差点を和田山方面に向かって30メートルほど進んでいただくと、今回の申請地がございます。

申請者は●●さんですが、このたび相続をされるということになりまして、空き家バンクに登録する際に調べておりましたところ農地が残っているということで、今回の申請に至っております。各種要件にも合致しております。許可相当と思われまます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

受付順位55番から56番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の久委員のほうから補足説明ございますか。

○久委員 失礼します。1月9日に農業委員3名、農地利用最適化推進委員1名、事務局2名で現地確認のほうを行ってきました。地元委員のおっしゃる内容で問題ございません。以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、非農地証明関係につきまして、皆さんのほうから御意見なり御質問ございませんか。

特にないようですので、受付順位55番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位56番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第4「議案第30号、農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第30号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。それでは、議案書の8ページ目を御覧ください。農用地利用集積計画の概要について、上から順に説明をさせていただきます。

まず、1、利用権設定に係る面積、筆数及び戸数について、農用地の区分といたしまして、田のほうが面積11,887平方メートル、筆数9筆、畑はどちらもゼロとなっております、合計11,887平方メートル、筆数が9筆。利用権設定を受ける戸数が3戸、利用権を設定する戸数が5戸となっております。

次に、設定する利用権の概要について、使用貸借権が8筆、10,204平方メートル。賃貸借権が1筆、1,683平方メートル。利用権の終期といたしまして、令和10年3月末が6筆、5,913平方メートル、令和15年3月末、1筆、1,683平方メートル、令和16年3月末が2筆、4,291平方メートルとなっております。

次のページに行っていただきましたら、こちらは利用権の設定を受ける者及び設定する者の一覧をつけさせていただいております、1点補足なんですけれども、一番上から2段目までの、ひょうご農林機構、農地中間管理権が今回設定をされているんですけれども、設定先が、去年認定新規就農者になられました●●さんという方が糸井の林垣と寺内、その辺りで現在農地集積を進められておりました、今後も引き続き中間管理権を設定される予定となっております。

次に、10ページ目、こちらが利用権設定を受ける者の一覧をつけさせていただいております、最後のページが利用権を設定する方の一覧をつけさせていただいております。

以上で説明を終わります。

○議長 ただいま担当課からの説明がございました。皆さんのほうから、この件につきまして御意見なり御質問はございませんか。（「ないです」と呼ぶ者あり）

ないようですので、議案第30号について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

以上で本日の予定しておりました議案審議は全て終了しました。

最後に、閉会に当たりまして、西職務代理のほうから御挨拶をお願いします。

○西職務代理者 〈閉会挨拶〉

(午後 2 時 9 分終了)